

随意契約（相手方指定）調書

件名	町屋四丁目実揚遺跡N地点二次整理作業業務委託	No.5200654
工（納）期	令和6年3月29日	
契約締結日	令和5年11月15日	
契約金額	4,587,000円（消費税込み）	

契約相手方	トキオ文化財株式会社 (法人番号：1012401032545)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	町屋四丁目実揚遺跡N地点二次整理作業業務委託
指名業者 (案)	名 称 トキオ文化財株式会社 所在地 東京都多摩市関戸5-1-14 代表者 代表取締役 谷本 喬
特命理由	本件は、実揚遺跡における遺構・遺物等の二次整理及び報告書作成を行うものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方と指定したい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 ① 本件は、昨年度の「町屋四丁目実揚遺跡N地点本発掘調査」で実施した現場発掘及び一時整理調査に継続して、出土資料や遺構の分析・図面製作等を行うことから、埋蔵文化財の調査において、的確な履行が可能なのは、昨年度の調査を実施しており、遺跡の状況を把握している上記業者に限られる。 ② 上記業者は、当該調査地点が含まれる埋蔵文化財包蔵地「町屋四丁目実揚遺跡」において、過去に実施した本調査のほぼ全てを受託しており、現場周辺の遺跡の状況について精通していることから、過去の調査結果を踏まえた分析が期待できる。また、昨年度の調査委託における履行状況は良好である。 以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの)